Title	雑報
Citation	北大法学論集, 16(1), 161-166
Issue Date	1965-10-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16063
Туре	bulletin (other)
File Information	16(1)_p161-166.pdf



北海道大学法学部法学会記事

.昭和四○年四月~昭和四○年八月)

一、四月一六日(金)午後一時三〇分より ○「唐末五代の文臣と武臣」

報告者 西川 Œ

夫

出席者

わが国では武家(幕府)政治が長く続いたが、中国では一

その伝統が、中国の戦国時代ともいわれる「唐末五代」にも 貫して文臣が武臣より尊ばれ、権力を握る伝統があるようだ。 くないのかなど考えつつ、興味をもつてきく。 底流としてあったらしい。近代的文民優位の原則と関連は全

「内外学界情報」

二、五月一四日(金)午後一時三○分より

報告者 各部門より一名

懇談部門および発話者

嵐)、日仏法学(中村)、英米法学(熊本)、 その他。 私法学・経験法学(米倉)、民事訴訟法学(小山)、法社 政治学(松沢)、公法学(今村・深瀬)、刑法学(小暮)、 会学(能勢)、 法哲学 (中村 ・能勢)、 比較法学 (五十

出席者 二五名

非常に盛り沢山で、やや忙がし過ぎたが、法学・政治学全

もあった。あまりにも専門化し過ぎてこった頭のあんまとし 般の現況や将来につき一応のイメージをえた。若干のヒント

て時々必要だろう。

三、五月二八日(金)午後一時三〇分より

○「サムエルフソン・宗教と経済行動――マックス・ウェーバ - 批判」 (Samuelsson, Religious economic action, a criticot

Max Weber 1957, tr, 1961)

出席者 一三名

紹介・書評 荒

木 俊 夫

精神」に対する著者の批判を中心に紹介、その批判の妥当性 ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義

について、懇談。

四、六月一一日(金)午後一時三〇分より ○ 「憲法第九条と日本の防衛 ――米国の極東戦略を中心とし 7 報告者 永井陽之助

出席者 二一名

ではないかとの批評もあったが、この感想を裏づける具体的 な立論に大いに啓発された。アメリカ的発想に立っているの の極東戦略の推移とわが国の防衛のあり方に論及、豊富斬新 ニューデーラー、国務・国防省、ボートン・グループ。ケナ 分れて対立していた米国の極東政治・戦略思想(マカーサー ンら国務省政策作成顧問)の紹介にはじまり、その後の米国 日本国憲法第九条制定の背景に在って、四つのグループに

雜

論証はなかった。平和や防衛の問題について、改めて冷静 本格的に勉強する心要を痛感させられた。

五、六月二五日(金)午後一時三〇分より

○「自己防衛権の国際法的・国内法的側面

報告者 国際法上の自衛権 鳥 居 信 之

刑法上の正当防衛 雄

一六名

されたこと、またその適用例について緻密な解説があった。 然の法」として出発し、次第に「つくられた法」として拡張 変らないと指摘し、従来の自衛権概念の根本的再検討の必要 張する傾向にある)現在の状況は第一次大戦後と基本的には を示唆する。刑法上の正当防衛概念が、歴史的にみて、「自 歴史的事例に即して詳細に紹介、第二次大戦後(自衛権を拡 国際法上の自衛権が極めて伸縮性に富む概念であることを

六、七月九日(金)午後一時三〇分より 研究会終了後、小暮助教授渡独歓送パーテーを行なった。

相対比して興味深い。

○「ドイッにおける法学教育」 報告者

出席者 一三名

小山

昇

受けた。主講義・補充講義・練習・演習・自由討論・司法試 大学の講義等課目および時間表を例示しつつ、詳細な説明を ドイツの法学部の教育の仕方・内容について、ハンブルグ

験受験用模擬試験等わが国とずいぶん違ったところあり。司

とができるか。教育過程全体にまで及ぶ問題であろう。フラ 間……だとのこと。学生の多くは悪しき実利主義で浅薄な法 を理解させ、しかも「想想像」の法曹たることを要求するこ 技術者になりそう、となげかれる向あり。複雑多岐な現代法 象を理解する力のある法律的構成力をもった 決 断 力 ある人 法試験受験準備の要素が強い由。ドイツ法曹のライトビルト ンスおよびわが国の法学教育についても話し合う。 (理想像)は、真実をみぬく力をもった正義感の鋭い社会的事

金沢先生も「ホホウ」と感心されるなど……懇親の三時間 り、某教授の「ゴビの砂漠包囲作戦」(成功?)の雄大さに に集らもの一〇名、新進某助教授が「強い」ことがわかった 囲んで法学会員親睦の碁会を行なった。クラーク会館合宿室 であった。 七月二二日(木)午後一時半より四時半まで、金沢先生を

七、七月二三日(金)午後三時三〇分より六時まで。 ○「アメリカにおける法学教育について」懇談

発話者 苹

けない。大学にはそもそも勉強の好きなものがゆき、ものす 程で、実務教育に徹底している。ガチ勉をやらねばついてゆ アメリカのロー・スクールは、四年の大学を終えて後の過 出席者 一八名

ごい勉強をするところと一般に考えられている。日本のよう

教授は教育に非常に熱心、七年に一ぺん有給休暇あり、フル なトコロテン式はゆるされない。ケース・メソド、プロブレ 学教育についても富田教授より紹介あり。わが法学部の教育 に研究できるのはうらやましい。また、例えば原子力法につ ミナーとそれぞれのやり方について説明を受け参考になった。 革充実を企てる機が熟してきたようだ。 の仕方・カリキュラム等について、本格的に 再検討し、改 部からも招へいして共同研究をやる由。なおアメリカの政治 いてセミナーはあらゆる法律分野の教授が協力、工学・理学 ム・メソド、クリニカル・メソド、レクチャー・メソド、セ

北海道大学法学部公法研究会記事

(昭和四○年四月~昭和四○年八月)

一、五月二十一日(金)判例研究

行政手続における適正手続の保障(判例時報三六一号

村民の村道使用関係の性質 ほか(判例時報三六二号 二

六頁)

六頁) 小学児童の教科書代を、父兄に負担させることは憲法に違 鳥 居 信 之

一、六月十日(木)判例研究 反するか(判例時報三六三号 九頁) Щ

保険金の受取人を実質的に判断して贈与税の決定を違法と

した例(判例時報三六四号 二三頁) 市長の手形行為能力 ほか(判例時報三六四号 中 村 良

三〇頁)

長の認定事由と異なる事由で維持することの許否 遠法な青色申告書提出承認取消処分を、国税局長が税務署 本 (判例時報 信

三六六号 二九頁) 三六六号 二四頁) 国有普通財産の貸付契約と借地法の法定更新 Ш (判例時報 邦

三、六月二四日(木)判例研究

共産党幹部の歳費等請求事件(判例時報三六七号 一三頁)

0 た、自創法三条に基づく農地買収計画樹立決議の効力(判例 利害関係を有する者が農地委員会長として関与してなされ

時報三六七号 二三頁)

千葉工大の紛争調停申立却下処分事件(判例事報三六八号

四、七月二日(金)判例研究

昌

号 二六頁) 市長村長の家賃台帳登載行為と行政訴訟(判例時報三六八

八頁) 公法人に属する公法上の債権者代位(判例時報三九号

滞納処分による動産差押の黙示的解除 (判例時報三七二号 内

子

北法16(1・163)163

Ŧį

七月十六日(金)判例研究

雑

報三七三号 東京駅八重州口区画整理区域決定等取消請求事件(判例時 七頁) 居

(判例時報三七四号 自動車運転免許取消処分が違法でないと認められた事例 二頁) 秋 Ш

勤評長野方式違憲訴訟判決 (判例時報三七四号

 \bigcirc

良

(昭和四○年四月~昭和四○年八月)

北海道大学法学部刑事法研究会記事

一、五月二十二日(土)判例研究

り検察官の面前調書を証拠として採用しこれを取調べたとこ ろ、その後供述者の所在が判明した場合につき、 供述者の所在不明を理由として刑訴三二一条一項二号によ

一所在不明」の立証の程度及びその方法

(2) か の影響をうけるか 右供述調書の証拠能力は、供述者の所在判明により何ら

(3)(3)所在判明後右供述者を証人として取調べることの要否 「所在不明」による二号書面についての「特信情況」の

(5) 立証方法 その他裁判所のとるべき措置として問題となる点

俊 雄

一、五月二五日(火)最高裁判所判例研究

目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタ」罪の構成要件(刑集一八巻 爆発物取締罰則第一条にいう「人ノ財産ヲ害セントスルノ 内

一頁)

(刑集一八巻三号 瑞 九九

傷害致死の原因たる暴行にあたるとされた事例(刑集一八

巻一号 三一頁)

刑法第一八九条の「発掘」の意義

三、六月八日(火)最高裁判所判例研究

Ш

頁

ことを業とした者」にあたるとされた事例(刑集一八巻二 売春防止法第一一条第二項の「売春を行う場所を提供する

四三頁)

された事例(刑集一八巻三号 八五頁) 道路交通法第二条第一八号にいわゆる「駐車」にあたると 小 暮 得

れた事例(刑集一八巻四号 「医業類似行為」という事の概念が明確でないかが問題とさ あん摩師はり師きゆう幸及び柔道整復師法第一二条にいう 一四四頁) 居 信

匹 六月二六日 (土) 判例研究 年一二月二二日最高裁決定、昭和三九年一月二九日札幌地裁 物罪に問われなくとも賍物運搬罪の責を免れない(昭和三五 既遂後の窃盗犯人と共同して賍物を運搬した者は本犯が賍

五、七月六日(火)最高裁判所判例研究

昌

、五月七日(金)最高裁判所判例研究

抹消回復登記につき「登記上利害ノ関係ヲ有スル第三者」

四八頁) 犯罪後の法律による刑の変更と事物管轄 (刑集一八巻二号 田

二三六頁) 刑法第七条の公務員に該るとされた事例(刑集一八巻五号 良

る旨の合意の効力(民集一七巻一一号 一五四五頁) 売したときには売主は転買人のために右許可の申請手続をす

知事の許可を条件とする農地の売買契約においてこれを転

村

北海道大学法学部政治学研究会記事

(昭和四○年四月~昭和四○年八月)

一、読書会(毎月二回輪番制)

二、七月一四日(水) Bernard Crick; In defence of politics

○ C·E·ブラック教授を囲む座談会 「近代化をめぐる諸問題」

三、八月七日(土)

「伊藤博文の政治思想」

沢 弘

陽

松

北海道大学法学部民事法研究会記事

(昭和四○年四月~昭和四○年八月)

に当らないとされた事例(民集一八巻六号 一一九八頁)

半 \mathbb{H} Æ 夫

民法第八一四条第一項第三号の離緑原因にあたらない事例

とされた事例(民集一八巻七号 一四六一頁)

民法第七七〇条第一項第二号にいう悪意の遺棄に当らない

Ж

恒

(民集一八巻七号 一三〇九頁) Ш

二、五月二十一日(金)最高裁判所判例研究 小学校教育の期限付任用が適法とされた事例(民集一七巻

· 〇 教育職員免許状の失効と教育職員の失職(民集一八巻三号 三号 四三五頁) 保 雅

事債務か(民集一八巻四号 六三五頁) 銀行が商法第一八九条第二項に基づいて負担する債務は商 保 原 雄 雅

三九四頁) 結納の返還義務がないとされた事例(民集一八巻七号

養子縁組の追認と民法第一一六条但書の類推適用の有無

(民集一八巻七号 一四二三頁)

川 良

三、六月四日(金)最高裁判所判例研究

いて必要な被害者の弁識能力の程度(民集一八巻五号 八五四 民法第七二二条第二項により被害者の過失を斟酌するにつ

北法16(1・165)165

0

頁

雑

大

淵

武

○条の類推適用の有無(民集一八巻七号 一四三五頁) 人みづから振り出したものと信じた場合における民法第一一 いわゆる署名代理の方法により振り出された約束手形を本

松田

示が有効とされた事例(民集一八巻九号 二〇二五頁) 思表示が右期限後に到達した場合に催告および解除の意思表 催告および右催告期限徒過を停止条件とする契約解除の意

健

控除することの適否(民集一八巻七号

一五二八頁)

重 夫 不法行為による死亡に基づく損害賠償額から生命保険金を

五十嵐

Ш 井

四、六月一八日(金)最高裁判所判例研究 た事例(民集一八巻六号 一一二〇頁) 合にも土地不法占有による損害賠償責任を負担とするとされ おいて建物を明け渡さないため土地の返還ができなかった場 建物を所有して土地を権原なく占有する者が建物居住者に 菅原 勝

五、七月二日(金)最高裁判所判例研究 否(民集一八巻七号 一四〇六頁) 受益者が詐害行為の目的不動産に抵当権を設定した場合と 竹江 禎子

知事の許可を条件とする農地所有権移転登記手続請求の適

右詐害行為取消請求(民集一八巻六号

一〇七八号) 徹

有無(民集一八卷九号 手形を所持しない手形権利者の裁判上の請求と時効中断の 一九五二頁) 原 雄

実在しない法人の代表者名義で約束手形を振出した者の責

任(民集一七巻一一号 一四〇一頁) 農地賃貸借契約の成立が否定された事例(民集一七巻一

一八二七頁)

六、七月一六日(金)最高裁判所判例研究

五号 七九五頁) 期間の定めのない建物賃借と民法第三九五条(民集一八巻

近 米倉 藤 弘

阴 北法16(1:166)166